

障害者差別解消支援地域協議会のイメージ

1. 地域協議会の事務

ア. 障害者差別に関する相談等に係る協議

- 相談に係る事例について、適切な相談窓口を有する機関の照会や具体的な対応例を共有することによる協議
- 構成機関等による調停やあっせんを含む様々な取組による紛争の解決
- 複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し

※個別事案ごとに差別か否かの裁定を行うことまでは想定していない

イ. 地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議

- 事案の発生を予防するための取組に関する協議
- 好事例を含む事例の集積、検討による障害者差別に対する共通した認識を形成するための協議
- 構成機関等による周知・啓発活動の取組についての協議
- 障害者差別に関して活用し得る相談機関等、障害者差別の解消に資するリソースの掘り起こしなどについて協議

2. 対象となる障害者差別に係る事案

ア. 情報共有等の対象となる事案は、行政機関等又は事業者による事案

イ. 一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としない

3. 想定される構成員

ア. 行政

- 国の機関（地方法務局、労働局 等）
- 県の機関（障害福祉課、相談窓口設置機関 等）

イ. 関係機関団体等

- 当事者（当事者団体、家族会 等）
- 教育（特別支援教育関係者 等）
- 福祉（社会福祉施設等団体、社会福祉協議会、自立支援協議会 等）
- 事業者（企業関係者 等）
- 法曹（弁護士 等）

ウ. その他

- 学識経験者